

2026年度働く上で必要な日本語研修事業に係る質問及び回答

	質 問	回 答
1	<p>募集要領「6 応募方法等」(2)ア 提出書類について 過去5年間に実施した同種事業の実績等がわかるもの、とは契約書であれば、1枚目の写しで足りるか。</p>	<p>契約書の1枚目において、「事業名」、「契約者名」、「日付」等が確認できるのであれば、1枚目の写しをご提出いただければ結構です。</p>
2	<p>再委託を予定する場合、チラシの作成といった内容であっても、企画提案書の実施体制に明示する必要があるか。</p>	<p>本事業全体を一括して再委託することは認められませんが、受託事業者の管理のもと、例えば、「カリキュラムの作成」、「講師」、「チラシ作成」など、部分的に外部に依頼して行うものは一括再委託には当たりません。</p> <p>再委託を予定している場合は、企画提案書の実施体制に、再委託する予定の業務と再委託先を明記していただきたいですが、この事業の根幹となる部分（カリキュラムの作成、日本語研修の実施）の再委託ではなく、軽微な部分（チラシ作成等）の再委託についてはこの限りではありません。</p> <p>ただし、軽微な部分の再委託であり、実施体制に明記しない場合も、経費については、予定している実施方法（再委託）により積算をお願いします。</p>
3	<p>広報等は企業に対して行うとあるが、県が保有する外国人が働く企業のリスト等は提供されるか。</p>	<p>県は外国人が働く企業リストを保有していないため、提供しません。</p> <p>ただし、県が別に運営を委託している「あいち外国人材受入サポートセンター」において関わりのあった企業に対し、県を介して周知することは可能であるため、事業開始後、そうした調整をさせていただきます。</p>
4	<p>募集要領「4 応募資格」について 愛知県の令和8・9年度入札参加資格者名簿の大分類「03：役務の提供等」のうち、中分類「15：外国語」に本店（本社）として登録されているが、愛知県内の支所・営業所としての登録はなくても、応募は可能か。</p>	<p>本店（本社）として登録があるため、愛知県内に支所・営業所があることが分かる書類等を企画提案書の提出時に添付いただければ、応募は可能です。</p>